

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請について

R3.1

医療機関で保険証とともに本認定証を提示することで、償還払いを待たず、医療機関への支払いの際に高額療養費が適用され（現物給付）、自己負担限度額までの負担となります。

認定証の交付を受けるには申請が必要です。【限度額適用・標準負担額減額認定申請書】をご提出ください。

○提出先

〒380-8571

長野市大字三輪 1316 番地 9

長野県医師国民健康保険組合

※世帯合算で発生する高額療養費については償還払いでの対応となります

※令和 2 年 10 月 1 日の国民健康保険法施行規則の一部改正に伴い、当組合にてマイナンバーを用いた情報連携により所得情報等を取得のうえ区分を判定します

【区分および限度額】

70 歳未満

区分	所得要件	ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	旧ただし書所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% [多数回該当 140,100 円]
イ	旧ただし書所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% [多数回該当 93,000 円]
ウ	旧ただし書所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% [多数回該当 44,400 円]
エ	旧ただし書所得 210 万円以下	57,600 円 [多数回該当 44,400 円]
オ	住民税非課税 (被保険者全員が非課税)	35,400 円 [多数回該当 24,600 円]

70 歳以上

区分	所得要件	ひと月の上限額	
		外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% [多数回該当 140,100 円]	
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% [多数回該当 93,000 円]	
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% [多数回該当 44,400 円]	
一般	課税所得 145 万円未満	※ 18,000 円	57,600 円 [多数回該当 44,400 円]
住民税非課税世帯	Ⅱ 住民税非課税世帯で住民税非課税Ⅰに該当しない者	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯で判定対象者の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を 80 万円として計算)を差し引いたときに 0 円となる者		15,000 円

※年間上限 144,000 円（8 月から翌 7 月までの療養分）

[多数回該当]

高額療養費として払い戻しを受けた月数が 1 年間（直近 12 ヶ月間）で 3 月以上あったときは、4 月目（4 回目）から自己負担限度額がさらに引き下げられます。